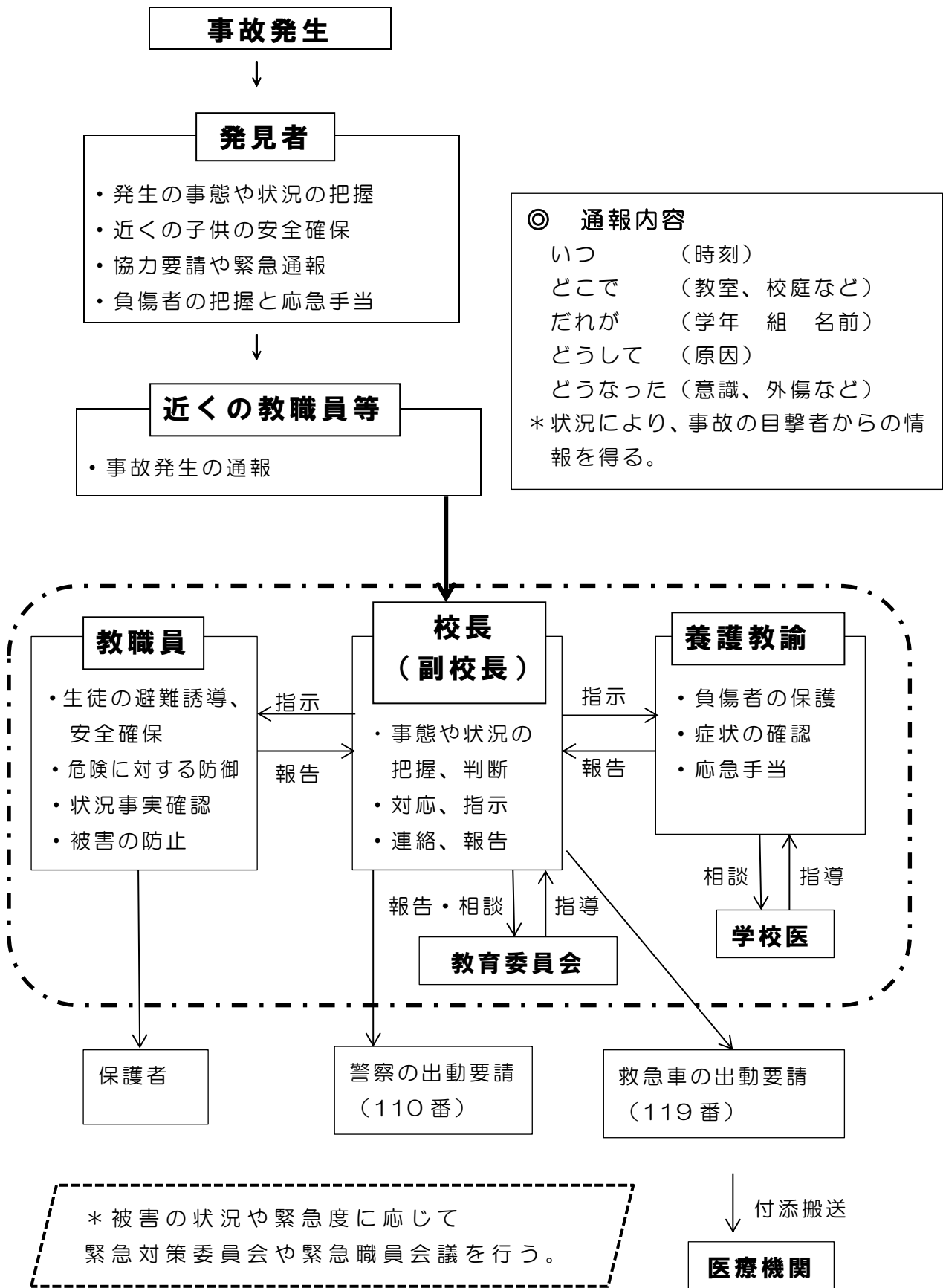


【事故対応】

1 事故現場での対応体制



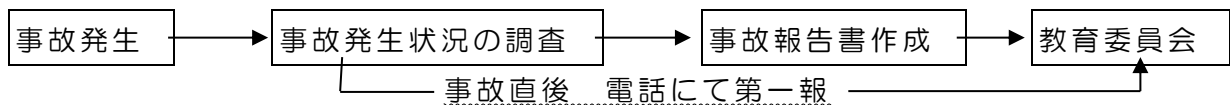
2 事故発生時の係分担

| 係 | 担当 | 内容 |
|------|--------------|---|
| 総指揮 | 校長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事態や状況の把握、判断 ・ 副校長、教職員、養護教諭等への指示 ・ 防御、避難誘導の指示 |
| 通報連絡 | 副校長 教務主幹 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急車の出動要請 ・ 警察の出動要請 ・ 保護者への連絡 ・ 教育委員会への報告 ・ 報道機関との対応 ・ 記録 |
| 避難誘導 | 学級担任 教科担任 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への誘導 ・ 避難場所での安全確保 |
| 防 御 | 副担任 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力の抑止と被害の防止 |
| 救護活動 | 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の保護 ・ 症状の確認 ・ 応急手当 ・ 健康状態の把握 ・ 心のケア |

3 事故発生後の報告と事後処理

(1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・ 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。
- 記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3) 記録の管理

- ・ 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・ 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4) 一般生徒への指導

- ・ 一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・ 事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・ 安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5) 対外折衝

- 無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6) 保護者への説明

- 重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認められた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝わるようにする。